

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 1 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 3 号

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の一部を改正する規則

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（平成 2 5 年四日市市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条）	第 1 章 総則（第 1 条）
第 2 章 新規就農者に対する資金の交付事業（第 2 条—第 1 7 条）	第 2 章 新規就農者に対する資金の交付事業（第 2 条—第 1 7 条）
第 3 章 経営発展を支援するための支援金の交付事業（第 1 8 条— <u>第 2 9 条</u> ）	第 3 章 経営発展を支援するための支援金の交付事業（第 1 8 条）
第 4 章 雑則（ <u>第 3 0 条—第 3 2 条</u> ）	第 4 章 雑則（ <u>第 1 9 条—第 2 1 条</u> ）
附則	附則
（交付要件等）	（交付要件等）
第 2 条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。	第 2 条 資金の交付は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内で行う。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付	(2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付

対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第20条の規定により設定される利用権、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第6項に基づく公告があったもの又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。

イからオまで （略）

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(4)から(9)まで （略）

(10) 第4条の青年等就農計画等の承認申請時において、前年の世帯全体

対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項本文に規定する権利、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に規定する権利及び特定作業受委託契約に基づき農地を使用する権利をいう。）を交付対象者が有していること。

イからオまで （略）

(3) 新たに資金の交付を受けようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること（交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。）。

(4)から(9)まで （略）

の所得が600万円以下であること。  
ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択を可能とする。

(11) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

(12) 平成27年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(13) (略)

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき新規就農者1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く。以下同じ。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

2 資金の交付期間は、最長5年間（令和元年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

(10) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(11) (略)

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき新規就農者1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

2 資金の交付期間は、最長5年間（平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

3 (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者(当該農業者が第1項の交付を受けている場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も含め交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、青年等就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)及び農業次世代人材投資資金申請追加資料(第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が前項の青年等就農計画等を作成するに当たり、三重県等の関係機関や農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制(以下、サポート体制とする)の関係者(以下、評価会とする。)と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の

3 (略)

4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、青年等就農計画等を作成し、農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認申請書(第1号様式)及び農業次世代人材投資資金申請追加資料を市長に提出しなければならない。

実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 (略)

2 市長は、前項の審査にあたっては、評価会による面接等の実施により行うものとする。

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2 補助事業者は、交付期間終了後5年間（第4項の手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた5年間。以下「就農継続期間」という。）については、前項の例により作業日誌（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、就農継続期間の満了前に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4から8まで (略)

9 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 (略)

2 市長は、前項の審査にあたっては、三重県等の関係機関や農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制（以下、サポート体制とする）の関係者（以下、評価会とする。）による面接等の実施により行うものとする。

(就農状況報告等)

第11条 (略)

2 補助事業者は、交付期間終了後5年間（以下「就農継続期間」という。）については、前項の例により作業日誌（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、就農継続期間の満了前に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

4から8まで (略)

9 前項の確認は、就農状況確認チェックリスト（第13号様式）を用い、次の各号に掲げる方法により当該各号に定める事項について行うものとする。

(1)及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地の権利設定の状況が確認でき  
る書類(農地基本台帳、農地法第  
3条の許可を受けた賃貸借若しく  
は売買契約書、広告のあった農用地  
利用集積計画若しくは農用地利用  
配分計画、特定作業受委託契約書又  
は都市農地の貸借の円滑化に関す  
る法律第4条第1項の規定に基づ  
く事業計画のうち該当する箇所の  
いずれかの書類の写し。)

10及び11 (略)

(交付の中止)

第12条 (略)

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場  
合又は次の各号に該当する場合は、資金  
の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第8項の就農状況の確認等に  
より、次に掲げる場合に該当し、「交  
付対象者の考え方」を満たさない等、  
適切な農業経営を行っていないと市  
長が判断した場合

アからオまで (略)

(6)から(9)まで (略)

3 市長は、前項第1号から第7号までの  
規定による資金の交付中止を行ったと  
きは、農業次世代人材投資資金交付中止  
通知書(第15号様式)により、補助事

(1)及び(2) (略)

(3) 書類確認

ア及びイ (略)

ウ 農地基本台帳の写し

10及び11 (略)

(交付の中止)

第12条 (略)

2 市長は、前項の中止届を受け付けた場  
合又は次の各号に該当する場合は、資金  
の交付を中止するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第8項の就農状況の確認等に  
より、次に掲げる場合に該当し、「交  
付対象者の考え方」を満たさず、適切  
な農業経営を行っていないと市長が  
判断した場合

アからオまで (略)

(6)から(9)まで (略)

業者に通知するものとする。

(交付の休止等)

第13条 補助事業者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 補助事業者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第17号様式)を市長に提出するものとする。

4から6まで (略)

(返還免除)

第15条 補助事業者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第16条 補助事業者は、交付期間内及び就農継続期間内に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第19号様式)を市長に提出しなければならない。

第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業  
(経営発展支援金の交付)

(交付の休止等)

第13条 補助事業者は、病気その他やむを得ない理由により農業経営を休止するときは、休止届(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 補助事業者は、第1項の休止届を提出した後、農業経営を再開するときは、経営再開届(第16号様式)を市長に提出するものとする。

4から6まで (略)

(返還免除)

第15条 補助事業者は、前条第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第16条 補助事業者は、交付期間内及び就農継続期間内に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1月以内に、住所等変更届(第18号様式)を市長に提出しなければならない。

第3章 経営発展を支援するための支援金の交付事業  
(経営発展支援金)

第18条 市長は、中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

第18条 市長は、中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するものに経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付することができる。

2 支援金の交付を希望する者（以下「支援金希望者」という。）は、経営発展支援金交付申請書（第19号様式。以下この章において「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、申請書の内容を審査し、支援金希望者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書（第20号様式）支援金希望者に通知するものとする。

4 支援金の交付決定の通知を受けた者は、経営発展支援金交付請求書（第21号様式）を市長へ提出しなければならない。

5 支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書（第22号様式。以下この章において「実績報告書」という。）を提出し、市長の承認を得なければならない。

6 市長は、実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行うものとする。

7 交付額は、第3項の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の



助成措置等による助成額を除いた額とし、支援金希望者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

8 支援の対象期間は最長1年間とし、支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合において、支援金受給者は年度内に一度、第4項に規定する実績報告書を市長に提出し、市長は第5項に規定する精算を行うものとし、支援金受給者は翌年度に再度、第2項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

9 支援金希望者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

10 支援金の交付の中止、休止等、返還、返還免除及び住所等変更報告については、資金の例による。

(支援金の交付申請)

第19条 支援金の交付を希望する者(以下「支援金希望者」という。)は、経営発展支援金交付申請書(第20号様式。以下この章において「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。申請書の提出は、交付3年目の交付対象期間に行わなければならない。

(支援金の交付決定)

第20条 市長は、申請書の内容を審査し、支援金希望者の更なる経営発展につながる取組であると認める場合は承認し、審査結果を経営発展支援金交付決定通知書(第21号様式)により支援金希望者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第21条 支援金の交付決定の通知を受けた者は、経営発展支援金交付請求書(第22号様式)を市長へ提出しなければならない。

(支援金の額)

第22条 支援金の交付額は、前条の規定により承認された取組の実現に必要な額のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額(以下「対象経費」という。)とし、支援金希望者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

2 支援金の対象経費は、第20条で承認された取組に直接要する経費であり、かつ、書類によって用途及び金額が確認できるものに限るものとする。

3 支援金希望者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担

部分に支援金を充当することも可能とする。

(実績報告書)

第23条 支援金の交付を受けた者(以下「支援金受給者」という。)は、承認された内容を実施し、事業完了後1か月以内又は当該事業年度の3月末日までに経営発展支援金実績報告書(第23号様式。以下この章において「実績報告書」という。)を提出し、市長の承認を得なければならない。

(支援金の精算)

第24条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行うものとする。

(支援の対象期間)

第25条 支援の対象期間は第20条の承認を受けた日から最長1年間とし、支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合において、支援金受給者は同条の承認を受けた年度内に一度、第23条に規定する実績報告書を市長に提出し、市長は第24条に規定する精算を行うものとし、支援金受給者は翌年度に再度、第19条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

(善管注意義務)

第26条 支援金受給者は、支援金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の整理等)

第27条 支援金受給者は、事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2. 支援金受給者は、事業に係る整備施設等について、財産管理台帳(第9号様式別添)を備え、これを適切に管理しなければならない。また、支援金受給者は、第11条の就農状況報告等において、財産管理台帳を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第28条 支援金受給者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書(第24号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りで

はない。

(その他)

第29条 支援金の交付の中止、休止等、  
返還、返還免除及び住所等変更報告につ  
いては、資金の例による。

#### 第4章 雑則

(交付情報等の登録)

第30条 (略)

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第25号様式により適切に取り扱うものとする。

第31条 (略)

第32条 (略)

#### 第4章 雑則

(交付情報等の登録)

第19条 (略)

2 市長は、本事業の実施に際して得る個人情報については、第23号様式により適切に取り扱うものとする。

第20条 (略)

第21条 (略)

第1号様式-2を次のように改める。

第1号様式の2

年 月 日

農業次世代人材投資資金申請追加資料

四日市市長 あて

住 所：  
[申請者]氏 名： 印  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置づけ

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日
---------------

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定( 月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
青年新規就農者ネットワークへの加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
前年の世帯全体の所得*	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>※本欄は市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無( <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無) 【所見】</p>	
私は、就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があります。	<input type="checkbox"/>

添付書類

別添1. 収支計画

別添2. 誓約書

別添3. 履歴書

別添4. 経営を開始した時期を証明する書類(農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添5. 経営を継承する場合は従事していた期間が5年以内であることを証明する書類(過去の経歴を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)の写しなど))

別添6. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる

書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7. 通帳の写し

別添8. 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

\* 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」

※その他、市長が必要と認める書類（前年の所得証明書など）



別添 1

収 支 計 画

※既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 収 入	〇〇(作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金※							
収入計①(資金を除く)							
			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支出計②							
【参考】設備投資(内容、金額)							

所得計 ①－②					
---------	--	--	--	--	--

※経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円－前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

誓 約 書

私は、四日市市農業次世代投資資金交付規則の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、交付規則の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名又は捺印を添えて誓約します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏 名

印

(生年月日 年 月 日 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

〔		極度額※1	円	〕
※2	連帯保証人	住所		〕
		氏名	印	
	連帯保証人	住所		
		氏名	印	
(連帯保証人氏名は自署すること。)				

※1 計画の変更により交付額が増加する場合、極度額を増額して再提出すること。

※2 連帯保証人を1名又は2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず連帯保証人を2名立てること。

添付書類 連帯保証人の印鑑証明書



第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 号一

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画承認書

年 月 日付けで承認申請のあった農業次世代人材投資資金青年等就農計画について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 5 条の規定に基づき承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

第4号様式から第6号様式までを次のように改める。

住 所  
氏 名

農業次世代人材投資資金青年等就農計画変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった農業次世代人材投資資金青年等  
就農計画について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第7条の規定に基づき  
変更承認したことを通知します。

年 月 日

四日市市長

四日市市長

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金交付申請書

農業次世代人材投資資金の交付を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第8条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

交付期間	年 月 日 ~ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
前年の総所得 <sup>※1</sup> 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 <sup>※2</sup> を記載	(ア) 円
今年の交付金額 <sup>※3、※4</sup> 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ) 円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載	円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等）	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の給付金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

添付書類※

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））



- ・ 税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

※ 2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は添付しなくてもよい。

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった農業次世代人材投資資金については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第9条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 資金の交付決定及び確定金額

円

2. 今回交付決定する交付対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 資金の交付条件

- (1) 資金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この資金に係る帳簿及び関係書類を資金交付事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (3) この資金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第 8 号様式から第 1 0 号様式までを次のように改める。

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

四日市市長

就農状況報告書（経営開始 年目・交付開始 年目 前半・後半（ ～ 月分）

住 所

氏 名

印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第1項の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭羽数等		
合 計				
家 族 労 働 力	氏 名		年齢・続柄等	農業従事日数
雇用労働力		(人/日)		

## 2. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)
	所有地		
	借入地		
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた補助事業者のみ記入)	親族から	
		第三者から	
作業受託	作目	作業内容	実績

## 3. 前年の総所得（資金を除く）※<sup>1</sup>

	万円
--	----

## 4. 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

## 5. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者(営農資金)	専属担当者(農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6. 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

7. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

	加入している
	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画並びに第1号様式の2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

## 添付書類

別添 1. 作業日誌の写し

2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

3. 通帳及び帳簿の写し

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類（2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自らが所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。）

※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）

※1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

別添 1

作業日誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
		合 計

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。



別添 2

決 算 書 (○年)

			計画 ○年目 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 収 入	○○(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計① (資金を除く)					

		計画 a	実績 b	実績 / 計画 b / a
農 業 経 営 費	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計②				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計③ = ① - ②				
農外所得④		所得合計③ + ④		

第9号様式（第11条関係）

作業日誌  
交付終了後 年目 前半・後半（～ 月分）

年 月 日

四日市市長

住所  
氏名 印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第11条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
		合計

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

- ・経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し（別添）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

別添

## 財 産 管 理 台 帳

交付対象者名

事業 区分	事業実施年度		年度			事業名		農業次世代人材投資事業（経営発展支援金事業）										
	事業の内容						工期（取得時期）		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業 種目	事業 主体	工種構 造施設 区分	施工箇所 又は 設置場所	事業 量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取 得年月 日	総事 業費	負担区分				耐用 年数	処分 制限 年月 日	承認 年月 日	処分 の 内容		
									国庫 補助金	都道 府県 費	市町村 費	そ の 他						
								円	円	円	円	円						

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第13号様式を次のように改める。

1 交付対象者への面談用 （これまでの状況について聞き取る）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している・たまに参加・協力している・参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ 概ね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聞きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ 概ね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 経営開始計画達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]



c 売上高について	
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない
[作物（蓄種）名： ]	①計画どおりの規模で経営している ②概ね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ 概ね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ 概ね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場（現地）確認用 （確認期間中の状況について記載する）

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ 概ね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある 作付期間外である
---

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ 概ね適切に生産されている 適切に生産されていない土地がある（管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある） ・ 作付期間外である
--

3 書類確認用 (これまでの状況について記載する)

ア 農業従事日数

日程度
-----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	---------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

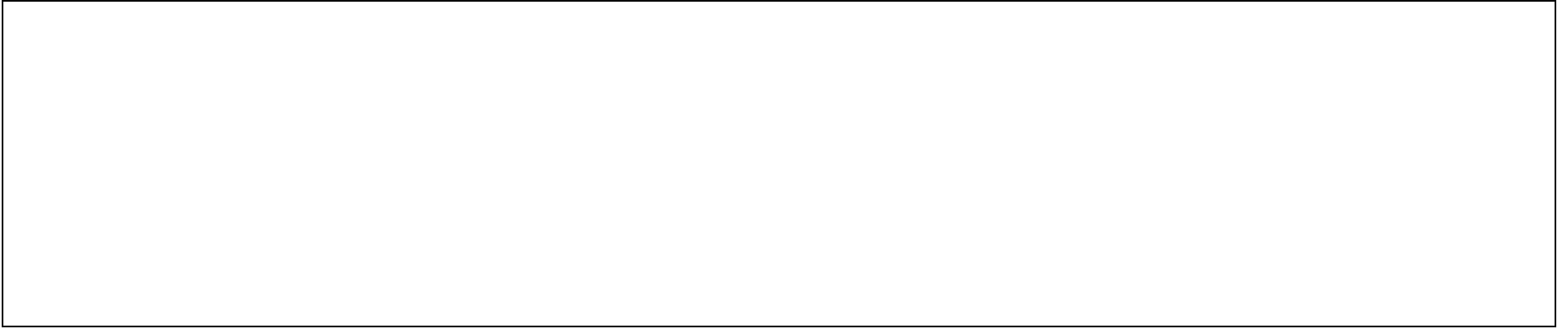
農地法第3条の許可等 (※) により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-------------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地		a
借入地	親族から	a
	第三者から	a

#### 4 総合所見



第15号様式から第23号様式までを次のように改める。

住 所

氏 名

農業次世代人材投資資金交付中止通知書

年 月 日付けで承認した農業次世代人材投資資金については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、交付を中止したことを通知します。

中止理由	
------	--

年 月 日

四日市市長

第16号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

休 止 届

住 所  
氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第13条第1項の規定に基づき、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第 1 7 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

四日市市長

経 営 再 開 届

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の受給を再開しますので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 3 条第 3 項の規定に基づき、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日～ 年 月 日



第 1 8 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

四日市市長

返 還 免 除 申 請 書

住 所

氏 名

印

農業次世代人材投資資金の返還の免除を受けたいので、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 5 条の規定に基づき申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--

第 1 9 号様式（第 1 6 条関係）

住所等変更届

年 月 日

四日市市長

氏 名 印

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 1 6 条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変 更 前	氏名  住所  電話番号  その他
変 更 後	氏名  住所  電話番号  その他

第20号様式（第19条関係）

経営発展支援金交付申請書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：  
[申請者]  
氏 名： 印  
(生年月日： 年 月 日： 歳)

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第19条の規定に基づき、下記のとおり  
経営発展支援金の交付を申請します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了予定年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組にかかる金額が確認できる見積書等

住所

氏名

経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった経営発展支援金については、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 2 0 条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定及び額を確定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 支援金の交付決定及び確定金額

円

2. 支援金の交付条件

- (1) 支援金に関する法令、規則に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) この支援金に係る帳簿及び関係書類を支援金交付事業終了の年次の次の年度から 5 か年整理保存しなければならない。
- (3) この支援金の交付については、後日市、県及び国が監査を行うことがある。

第 2 2 号様式（第 2 1 条関係）

経営発展支援金交付請求書

年 月 日

四日市市長 あて

請求者 住所  
氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった経営発展支援金について、四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第 2 1 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金

円

第23号様式（第23条関係）

経営発展支援金実績報告書

年 月 日

四日市市長 あて

住 所：

[報告者]

氏 名：

印

（生年月日： 年 月 日）

歳）

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則第23条の規定に基づき、下記のとおり経営発展支援金の実績を報告します。

記

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分実績

取組内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
	円	円	円	
合 計				

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：取組内容に実際の取組に要した実績額が確認できる納品書、領収書等

第 2 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

四日市市長

住 所  
氏 名 印

年度農業次世代人材投資事業で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書

年度において農業次世代人材投資事業で取得又は効用が増加した施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

記

1. 承認申請に係る機械・施設の概要
  - (1) 機械・施設の所在地
  - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
  - (3) 事業費（うち補助金）
  - (4) 取得年月日
2. 承認申請の理由
3. 承認申請に係る事項
  - (1) 処分子定時期
  - (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
    - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼働）計画
    - イ 処分に伴う条件等
    - ウ 処分数額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
  - (3) その他
4. 添付書類
  - (1) 財産管理台帳の写し
  - (2) その他市長が必要と認める書類

（注）交換の場合にあつては、3の（3）を（4）とし、（2）の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
  - ア 機械・施設の所在地
  - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
  - ウ 取得予定価格及び取得方法
  - エ 機械・施設の利用計画
  - オ 交換に伴う条件等



第25号様式（第30条関係）

四日市市長

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名してください。

四日市市農業次世代人材投資資金交付規則に係る個人情報の取扱いについて

四日市市は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、「四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

（注） 情報提供を行う関係機関等の名称

農林水産省、全国農業委員会ネットワーク機構、東海農政局、三重県、  
青年農業者等育成センター、公益財団法人三重県農林水産支援センター、  
株式会社日本政策金融公庫、三重県農業会議、三重北農業協同組合、  
鈴鹿農業協同組合、三重茶農業協同組合、四日市市農業委員会、  
三重県農業共済組合

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

印

(参考)

## 第1 本事業における個人情報の取り扱いについて

市長は、交付対象者情報に記載し、又はデータベースに登録される交付対象者に係る個人情報の取扱いについて、本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる事項について、交付対象者の個人情報の記載や確認が必要となることから、以下の通り個人情報の利用目的を明らかにするとともに、交付対象者ご本人の同意書をいただく必要があります。

## 第2 交付対象者ご本人に同意をいただく内容

個人情報の取扱いについて、交付対象者ご本人に同意をいただく内容としては、以下のとおりです。

- 1 各都道府県、市町村等の関係機関で受給者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップ活動に利用すること。
- 2 交付主体等が交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用すること。
- 3 国が交付実績を分析し、各種施策に活用するために利用すること。
- 4 1から3までを実施するため、各交付主体等が交付対象者から提出される申請書類の記載事項をデータベースに登録すること。
- 5 1から4までを実施するに伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の四日市市農業次世代人材投資資金交付規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定による承認を受けている事業については、旧規則の規定（第2条第1項第2号ア、第3条第1項、第11条、第12条、第18条から第29条まで、第4号様式から第6号様式まで、第8号様式から第10号様式まで、第13号様式、及び第15号様式から第24号様式までを除く。）は、なお従前の例による。

(商工農水部農水振興課)